

## 第5 事務の流れ

01	内容確認	交付要綱及び本手引をよく確認してください。
02	交付申請 提出期限 (R8.4.27 ~ R8.12.25)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下記申請フォームより提出してください。提出書類を忘れずに添付してください。 (申請フォーム) <a href="https://logoform.jp/form/dV7M/ITNkouhu">https://logoform.jp/form/dV7M/ITNkouhu</a></li><li>・ 先着順で審査を行います。</li></ul>
03	事業実施	<p><b>実施期間：交付決定日～令和9年2月12日</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>※ 補助要件及び交付申請時に策定した事業計画に基づいて実施してください。</li></ul>
04	実績報告 提出期限 (事業完了後30日以内 又はR9.2.12まで)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業の完了後、期限内に下記申請フォームより申請してください。提出書類を忘れずに添付してください。 (申請フォーム) <a href="https://logoform.jp/form/dV7M/ITNjisseki">https://logoform.jp/form/dV7M/ITNjisseki</a></li><li>・ 審査を行い、適当であれば交付指令書にて通知します。</li></ul>
05	請求 提出期限 (交付指令確認後7日以内 又はR9.3.17まで)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 左記期限までに、請求情報を下記フォームより提出してください。 (請求フォーム) <a href="https://logoform.jp/form/dV7M/ITNseikyu">https://logoform.jp/form/dV7M/ITNseikyu</a></li><li>・ 内容を精査した後、振込を行います（2週間程度）。</li></ul>
06	保存	補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について書類を整理し、かつ、当該帳簿及び書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

お問合せ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号  
高松市産業振興課 高松市高度外国人材受入支援補助金担当  
電話：087-839-2411 / 9:00~17:00（土日・祝日除く）  
E Mail：shoukou@city.takamatsu.lg.jp